

議案第34号

令和4年度宇都宮市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度宇都宮市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	221,592	戸
(2) 年間総処理水量	89,288,894	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	244,627	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 公共下水道建設事業	2,950,731	千円
イ 特定環境保全公共下水道建設事業	703,678	千円
ウ 公共下水道改良事業	2,676,859	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	15,599,488	千円
第1項 営業収益	11,888,725	千円
第2項 営業外収益	3,675,081	千円
第3項 特別利益	35,682	千円

支 出

第1款 下水道事業費	15,045,542	千円
第1項 営業費用	14,206,044	千円
第2項 営業外費用	775,834	千円
第3項 特別損失	43,664	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,916,180千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417,628千円、減債積立金取り崩し額122,491千円及び当年度分損益勘定留保資金4,376,061千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,410,799	千円
第1項 企業債	3,623,000	千円
第2項 国庫補助金	1,887,683	千円
第3項 出資金	1,682,495	千円
第4項 他会計負担金	68,072	千円
第5項 工事負担金	109,016	千円
第6項 受益者負担金	40,490	千円
第7項 固定資産売却代金	43	千円

支 出

第1款 資本的支出	12,326,979	千円
第1項 建設改良費	7,018,283	千円
第2項 企業債償還金	5,307,570	千円
第3項 諸支出金	726	千円
第4項 その他資本的支出	400	千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 11,487 千円及び 122,033 千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度 下河原水再生センター 再構築工事委託	令和5年度から 令和7年度まで	3,905,500
令和4年度 川田水再生センター 2-2系消化槽改築更新工事委託	令和5年度から 令和6年度まで	1,017,000
令和4年度 清原工業団地排水処理施設 汚泥脱水設備更新工事	令和5年度	125,840

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共 下水道 事業費	2,933,400	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和4年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以内	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
特定環境保 全公共下水 道事業費	514,900	同上	同上	同上
流域 下水道 事業費	47,600	同上	同上	同上
農業 集落排水 事業費	19,900	同上	同上	同上
地域 下水処理 事業費	35,800	同上	同上	借入れの日から10年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

工業団地 排水処理 事業費	71,400	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和4年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以内	借入れの日から10年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることがで きる。
---------------------	--------	--	------------	---

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 920,861 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,819,674千円である。

令和4年2月25日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一